知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年7月17日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第54号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (平成18年新潟県規則第26号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改	正	後		改	正	前	
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第152条第1項					地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第152条第1項			
の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、					の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、			
次のとお	らりとする。			₩.	次のとおりとする	5.		
	氏	名	代理の順序		氏	名	代理の順序	
(略)					(略)			
副	知事 鈴 木	康 之	(略)		副知事 橋	本 憲次郎	(略)	
				'				

附則

この規則は、公布の日から施行する。